平成２８年７月２８日改正
令和７年２月１日改正

情　報　公　開　規　程

基礎的電気通信役務支援機関

一般社団法人電気通信事業者協会

情 報 公 開 規 程

（目的）

第１条　この規程は、基礎的電気通信役務支援業務規程（以下「支援業務規程」という。）第３４条第２項の規定に基づき、一般社団法人電気通信事業者協会(以下「協会」という。)が、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「法」という。）第１０７条に定める業務（以下「支援業務」という。）の実施に関し、運営の透明性を確保するとともに、支援業務の内容について広く社会の理解を得るため、適切な情報公開の推進について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、「情報」とは、協会の支援業務に携わる役員及び職員（以下「役職員」という。）がその職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、役職員が組織的に用いるものとして、協会が所有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものを除く。

２　この規程において、「公開」とは、情報を閲覧し、又は写しを提供することをいう。

（公開）

第３条　協会は、次に掲げる情報について、その決定又は変更をしたときは、遅滞なく公開するものとする。

（1）　定款
（2）　役員名簿
（3）　社員名簿
（4）　事業計画書
（5）　収支予算書
（6）　事業報告書
（7）　収支計算書
（8）　正味財産増減計算書
（9）　貸借対照表
（10）　財産目録
（11）　番号単価
（12）　回線単価
（13）　第一種交付金の額、第一種交付方法等の認可申請及び認可事項
（14）　第一種負担金の額、第一種負担方法等の認可申請及び認可事項

（15）　第二種交付金の額、第二種交付方法等の認可申請及び認可事項
（16）　第二種負担金の額、第二種負担方法等の認可申請及び認可事項
（17）　監事の決算に関する監査意見書
（18）　公認会計士の決算に関する監査報告書
（19）　支援業務規程及び細則
（20）　情報公開規程及び細則
（21）　法第１１３条に定める支援業務諮問委員会（以下「委員会」という。）委員名簿
（22）　委員会運営規程
（23）　委員会資料（委員会において非公表の扱いとされたものを除く。）
（24）　委員会の議事概要

２　前項に規定する情報以外の情報について、公開の請求があったときは、当該請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該情報を公開するものとする。

（1）　個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が協会の役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（2）　協会以外の法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア　公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　協会の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの

（3）　協会内部又は関係機関その他の者との審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の

中立性が不当に損なわれるおそれ、協会の業務の遂行に関して誤解を生じるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（4）　協会の業務に関する情報であって、専ら協会内部の日常的管理運営のためのもの又は、公開することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

３　前項各号に掲げる非公開情報が記録されている情報について、非公開とする事由が消滅したと認められるときは、当該情報を公開するものとする。

（部分公開）

第４条　協会は、公開情報に係る情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し当該部分を除いた部分につき公開するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（公益上の理由による公開）

第５条　協会は、公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開とすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると特に認めるときは、公開請求者に対し、当該情報を公開するものとする。

（公開請求の手続）

第６条　情報公開の請求は、別に定める手続規程に基づき行うものとする。

（手数料）

第７条　情報公開に係る手数料は、別に定める手続規程に基づく額とする。

（異議の申出）

第８条　公開決定等について、異議がある場合には、開示請求者は、当該公開決定等に係る受領した日から６０日以内に、協会に対し異議の申出をすることができる

２　協会は前項の規定による異議の申出を受理したときは、当該申出者に対して書面により速やかに回答するものとする。

（情報公開の総合的推進）

第９条　協会は、支援業務に関する情報公開の総合的な推進を図るため、協会の所有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、情

報提供機能の強化等情報管理体制の整備に努めるとともに、公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附　則

この規程は、平成１８年９月８日から施行する。

附　則

この改正規定については、平成２８年７月２８日から施行する。ただし、法人の名称変更に係る規定については、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和７年２月１日から施行する。